

「射水ウォーターフロント・海竜町」購入者紹介報奨金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、射水市土地開発公社(以下「公社」という。)の「射水ウォーターフロント・海竜町」の販売を促進するため、宅地の購入希望者を紹介した者(以下「紹介者」という。)に対し、契約が成立した場合に報奨金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 報奨金の交付対象者となる紹介者は、購入希望者を紹介した富山県内在住の宅地建物取引業を業とする個人・法人とする。ただし、次の各号の一に該当する者は、交付対象者としな

(1) 紹介者と購入希望者が同一である場合及び同一と認められる場合

(2) 紹介者と購入希望者が生計を一にする家族である場合

(3) 紹介者が購入希望者から紹介に関する金銭を徴収した場合

(報奨金の額)

第3条 宅地分譲1件につき21万円(消費税等含む)とする。

(紹介書の提出)

第4条 公社は紹介者から購入希望者の紹介があった場合は、当該紹介者から購入希望者紹介書(様式第1号)を提出させるものとする。

2 紹介書の提出は、購入希望者の公社で定めた申込書の提出と同時にを行うものとする。

(交付条件)

第5条 紹介者への報奨金の交付は、公社と購入希望者との売買契約が成立し、売買代金の全額が公社に支払われ、所有権移転登記が完了したことを条件とする。

(決定通知)

第6条 公社は購入希望者との間で売買契約が成立し、売買代金が支払われ、所有権移転登記が完了したときには、紹介者に対し速やかに通知(様式第2号)するものとする。

(支払)

第7条 公社は購入希望者から前条の売買代金等の入金を確認し、所有権移転登記が完了したときは、紹介者に請求書(様式第3号)を提出させるものとする。

2 公社は前項の請求書を受理したときは、30日以内に紹介者に報奨金を支払うものとする。

(その他)

第8条 この要綱の運用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年10月3日から施行する。

様式第1号

購入希望者紹介書

平成 年 月 日

射水市土地開発公社

理事長

殿

紹介者 住所

氏名

印

(- -)

下記の方を宅地購入希望者として紹介いたします。

なお、私は購入希望者から紹介に関する金銭等を徴収しないことを確約します。

記

1 申込宅地

申込み 地番	海竜町 番地
-----------	-----------

2 購入希望者の確認欄（購入希望者が自書してください。）

住所	
電話番号	
ふりがな 氏名	印
紹介者 との関係	

様式第2号

購入者紹介報奨金交付決定通知書

平成 年 月 日

紹介者名 様

平成 年 月 日付で提出のありました購入希望者紹介書に関して、下記のとおり購入者紹介報奨金の交付を決定します。

射水市土地開発公社
理事長

記

1 交付決定金額 金 210,000円

契約地番	
購入者住所	
購入者氏名	

様式第3号

請 求 書

射水市土地開発公社

理事長

殿

金 2 1 0 , 0 0 0 円

ただし、「射水ウォーターフロント・海竜町」分譲宅地購入に係る紹介報奨金として

平成 年 月 日

紹介者 住 所

氏 名

印

(- -)

取引銀行

金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協
店 名	本 店 支 店
種 別	普 通 ・ 当 座
口座名義	
口座番号	